

---

---

**第三次御殿場市国土利用計画**

---

---

**静岡県御殿場市**

**平成28年3月**

# 御殿場市国土利用計画 もくじ

前文 .....	1
第1章 市域における国土の利用に関する基本構想 .....	2
1 市域における国土利用の基本方針 .....	2
2 市域における国土利用の基本構造 .....	4
3 利用区分別の国土利用の基本方向 .....	6
第2章 市域における国土の利用目的に応じた 区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 .....	9
1 市域の国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	9
2 地域別の概要 .....	11
第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 .....	16

## 前文

「第三次御殿場市国土利用計画」は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、御殿場市の市域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、本市における土地利用行政の指針となるものです。

本計画は、平成13年から始まった「第二次御殿場市国土利用計画」が平成27年に終了したことに伴い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえながら、「第四次静岡県国土利用計画」を基本とするとともに、『第四次御殿場市総合計画』に即したものとして新たに策定したものです。

なお、本計画は、今後の市域における国土の利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じ、見直しを行うものとしします。

# 第1章 市域における国土の利用に関する基本構想

## 1 市域における国土利用の基本方針

国土利用計画法第2条では、国土利用の基本理念を「国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。」としており、国土利用は、この基本理念に基づき、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

都市的土地利用においては、都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能などの中心市街地や地域拠点への誘導、低・未利用地や空き家の有効活用などが求められ、農林業的土地利用においては、農地の適正管理、担い手への農地集積・集約化、森林の整備・保全などが求められています。

また、生物多様性の確保に向けた取り組みや地域の魅力の向上、個性ある景観の保全・再生・創出と活用、都市農山村交流の促進などが求められています。

安全・安心を実現する観点では、災害リスクの高い地域の土地利用の制限や、安全な地域への居住誘導と公共施設などの立地が求められています。

また、平成27年6月に策定した第四次御殿場市総合計画基本構想では、「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」を将来都市像とし、世界の宝である富士山が与えてくれる豊かな自然を保全・活用し、だれもが生きがいと誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを進め、本市の魅力に引かれ、人々が集うまちを目指しています。

本計画はこの基本構想に掲げる目標の実現に向けて、富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため自然系、農林系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図るとともに、新東名高速道路などの整備により、一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡のとれた土地利用を図ることとし、その基本方針を次のとおり定めます。

### ①豊かな自然環境と共生するまちづくり

富士山や箱根外輪山とその恵みである水資源などの豊かな自然環境は、市民や企業とともにその保全に努めるほか、美しい景観の形成など自然環境を生かした魅力づくりに努めます。また、環境負荷の小さいエネルギーや新エネルギーの利用の促進を図るとともに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

### ②美しく快適なまちづくり

秩序ある土地利用や効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の保全・形成に努めることにより、自然と共生した都市の構築を図り、だれもが快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

### ③災害に強い安全なまちづくり

富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などによる災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、だれもが安全で安心して暮らすことができるよう、災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、災害のおそれのある土地の範囲を周知し、あわせて警戒避難体制を整備します。

また、森林の整備や河川改修、土砂災害対策施設の整備などを図り、治山治水対策の充実に努めます。

### ④人が集い活力あふれるまちづくり

交通条件の優位性を生かし、新たな工業用地の創出と企業の誘致を図るほか、農地や山林の適正な管理、豊かな自然環境を生かした滞留型観光の促進などにより、交流人口の増加と活力あるまちづくりを推進します。

### ⑤皆で築くまちづくり

国土は限られた資源であるとともに、生活や生産など諸活動の共通の基盤であることから、市民、企業、行政の協働によるまちづくりを推進します。

## 2 市域における国土利用の基本構造

本市では、東の箱根外輪山、西の東富士演習場及びその外縁部の自然環境によって取り固まれた地域において人々の生活が営まれ、また、東西方向の国道 138 号、南北方向の国道 246 号などの道路網が広域交通の軸として機能しています。

これらによって規定される国土の骨格に加えて、都市的土地利用と自然的土地利用の調和、広域交通と域内交通の円滑な処理を図る交通網の整備を念頭に置き、将来の国土利用の基本構造を次のように考えます。

### 〔都市的土地利用地域〕

市の南北に位置する現在の市街化区域は、住居系の土地利用を中心に据え、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とします。また、これに連なる外環状線（都）御殿場高根線の内側の地域などは、市街化調整区域として引き続き市街化を抑制すべき地域ですが、新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ周辺などは、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、交通利便性を活かした土地利用を計画的に誘導します。また、国道138号、（都）御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図ります。

これまでも本市の中心地として機能してきた J R 御殿場駅周辺を都市拠点に位置づけ、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、ゆとりの暮らしゾーンに位置づけ、緑豊かな生活地域として形成を図ります。

国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部は、豊かな暮らしゾーンに位置づけ、ゆとりある居住環境を確保した市街地形成や緑豊かでうるおいある環境を創出します。

市西部に広がる現在の工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える土地利用を図る地域とし、（仮称）舟久保工業用地に連担する地域及び夏刈地区などは工業ゾーンに位置づけ、産業振興に向けて周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図ります。

また、市内に分散して存在する市制施行以前より形成されている集落地は、地域拠点に位置づけ、適切な住宅地の供給を図ります。

### 〔自然的土地利用地域〕

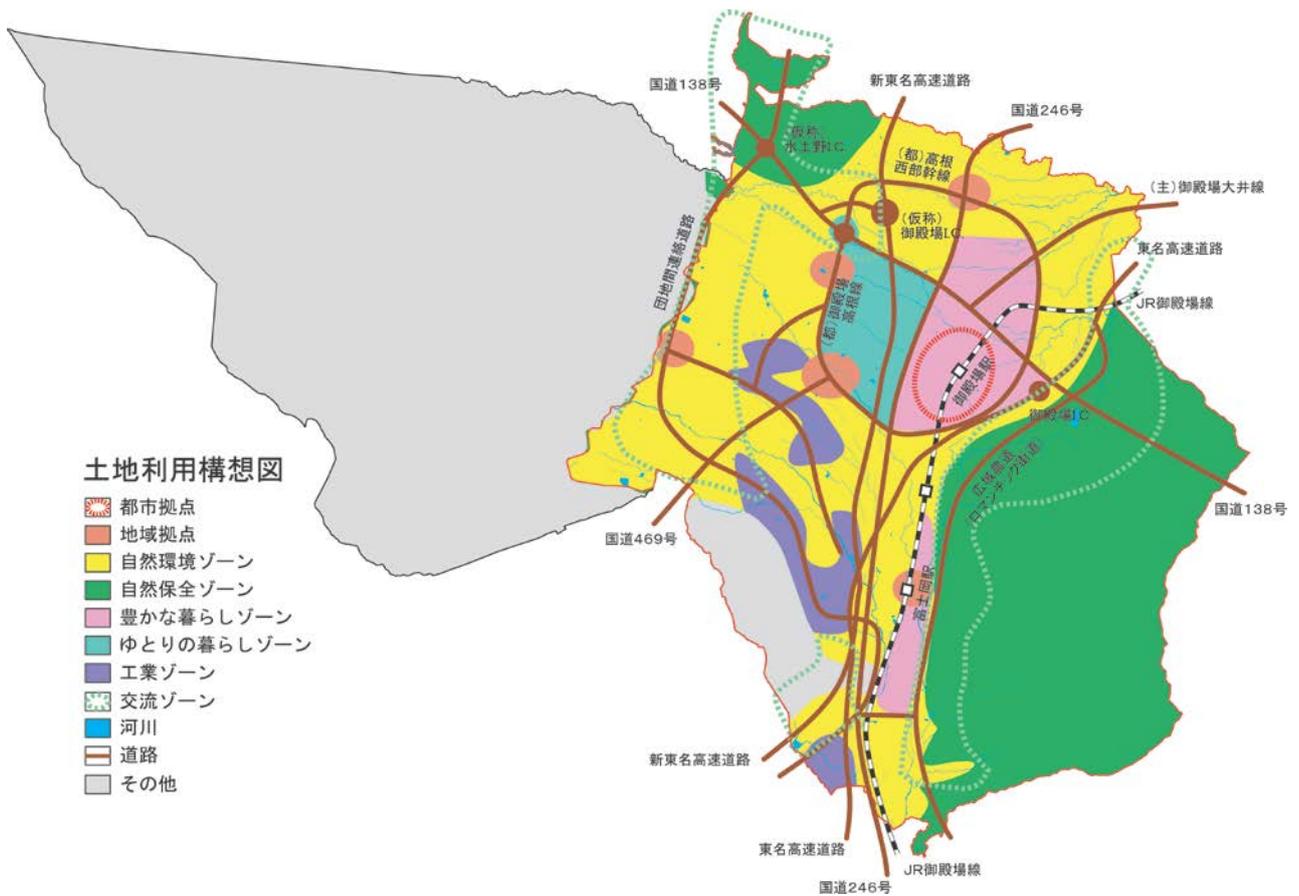
都市的土地利用区域を取り囲む樹林地は、自然保全ゾーンに位置づけ、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

市内全域に広がる田園地帯は自然環境ゾーンに位置づけ、優良農地は保全し、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、自然環境に触れ合うことのできる場の形成や居住空間の形成を図ります。

景観構成上重要な箱根外輪山や富士山、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地

は、都市の骨格を構成する緑地として保全しながら、観光・交流・保養などの観点で有効な活用を図る地域とします。広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路の沿道は、交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図ります。

これらを概念として示したものが、将来土地利用構想図です。



### 3 利用区分別の国土利用の基本方向

各土地利用区分別の国土利用は、国土利用の基本方針に基づき、以下の基本方向により努めていくものとします。

#### (1) 農用地

農用地は、面積が減少傾向にあるものの、生産性や収益性の高い農業を確立することを目指した土地利用を図ります。特に、農業振興地域内の農用地は、環境との共生を考慮しながら、ほ場整備事業など農業基盤の整備を進め、担い手への農地集積・集約化による規模拡大を図り、耕作放棄地の発生抑制に努めます。また、農畜産物の生産による環境負荷を軽減し、環境保全型農業の展開を図ります。

既にほ場整備などにより集団化された優良農地は、今後も積極的に保全し、米や水かけ菜の栽培など、地域の特性にあった利用を促進します。

また、農業振興地域における都市的土地利用の拡大による農地と宅地の混在化を防止するため、保全する農地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

さらに農用地は、保水・遊水機能、緑空間形成などの公益的機能を有しており、これらの機能を十分に加味した計画的な配置を行います。

#### (2) 森林

森林は、木材生産機能のほか、水源のかん養、土砂災害防止、保健休養、生活環境保全、良好な景観形成など多様な公益的機能を有していることから積極的に保全します。特に市街地及びその周辺に位置する森林は、良好な生活環境を確保する上で貴重であり、緑地としての保全、整備を図ります。

さらに、自然保護を基本として、自然との触れ合いの場や市民の憩いの場、学習の場、交流の場など多目的な利用を図ります。

また、森林の荒廃化を抑制するため、基盤整備や地場産材の活用を推進するなど林業の振興を図り、森林の適正な管理を促進します。併せて、景観的に美しく、自然災害を未然に防ぎ、災害にも強いとされる植生への転換を進めます。

東富士演習場隣接地域の森林は、公益的機能及び周辺の土地利用に配慮しつつ、その利用に関し総合的かつ計画的に調整を図ります。

箱根外輪山山稜部などの原生的な森林や多様な動植物が生息している森林についてはその適正な維持・管理に努めます。

#### (3) 原野

本市の都市計画区域内に現存する原野は、低・未利用地と考えられることから、今後、有効利用を検討します。

#### (4) 水面、河川、水路

河川は、治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、自然環境の保全、創出に努め、市民に親しまれる水辺環境の整備を進めます。

農業用水路については、生産性や収益性の高い農業の確立を目指し、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。

また、生活排水などによる河川の汚濁が進行しているため、公共下水道の整備、集落排水事業の実施、合併処理浄化槽の設置や住民への呼びかけなどにより、良好な水質の保全、確保に努めます。

#### (5) 道路

道路は、増大する交通量进行处理するほかに、地域間の交流・連携の促進や土地利用の誘導など多様な機能を担い、まちづくりに大きく影響する都市施設であることから、それぞれの交通の目的と需要に応じて、適切に配置、整備します。その整備に当たっては自然環境や生活環境の保全に十分留意します。

また、地域の特性を踏まえた生活道路の整備にも努めます。

安全で快適な市街地形成を図るため、防護柵などの設置による歩行空間の確保や道路緑化の推進、ユニバーサルデザインの導入など歩行者に配慮したゆとりと潤いのある道路整備を進めます。

さらに、道路は、火災時の延焼防止や避難路といった防災機能、公共・公益施設の収容機能などを有しており、これらを加味した整備を進めます。

農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るため、農林道の整備を進めます。

#### (6) 宅地

##### ① 住宅地

住宅地は、今後予想される人口の動向、空き家の状況に対応しつつ、居住環境の改善を念頭に下水道、道路、公園などの都市基盤整備を計画的に進め、ゆとりと潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を図ります。住宅地の個性を保全、育成していくため、それぞれの地域が持つ屋敷林や小河川など、個性ある環境条件を景観形成に反映していきます。

##### ② 工業用地

工業用地は、本市の持つ豊かな自然環境や交通条件の優位性を生かした御殿場にふさわしい企業の誘致を図ります。（仮称）舟久保工業用地に連担する地域及び夏刈地区などへ産業振興に向けて新たな工業用地の形成を図ります。また、騒音、振動、地下水汚染などの環境上の問題が発生することがないように、周辺環境への配慮に努めます。

### ③ 商業業務用地

相当規模の商業業務施設の集積が見られる J R 御殿場駅周辺は、本市の中心商業業務地としての都市基盤整備を進め、商業業務施設、公共公益施設の計画的な立地を図ります。

各地域の住宅地の中心などに形成されている小規模な商業地は、周辺住宅地の日常生活のサービス施設として、また地域の核としての整備を促進します。

国道 246 号や国道 138 号、国道 469 号などの幹線道路沿いに立地する商業施設は、地元商店街との共存、道路景観への配慮を図りつつ計画的な立地を誘導します。

### (7) 公用・公共用地

文教施設、厚生・福祉施設、公園・緑地などは、市民生活上重要な機能を果たすものであり、環境保全と体系的配置に留意して、必要な用地確保を図ります。

またこれらの施設は、災害時の都市防災機能にも配慮し、計画的に配置します。

特に、公園・緑地は、整備が遅れていることから、量的拡大や質的向上を図ります。

### (8) 東富士演習場

東富士演習場などの防衛施設の用地については、自然環境、生活環境との調和を図るとともに、地元権利者などとの総合的な調整を図っていきます。

### (9) 富士山

世界遺産に登録された富士山は、貴重な動植物の生息の場であるとともに美しい風景地であることから、自然環境の保全を積極的に進めます。また、まちの借景として良好な市街地景観形成への有効利用を図ります。

## 第2章 市域における国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

### 1 市域の国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 計画の目標年次及び計画の基礎

計画の目標年次は平成37年（中間年として、平成32年も設定する。）とし、基準年次は平成27（2015）年とします。また、土地利用の基礎的な前提条件となる人口及び世帯数は以下のとおりとします。

項目	現況（基準年）	目標年次	
	平成27年 （2015年）	中間 平成32年 （2020年）	目標 平成37年 （2025年）
人口※1	90,500	91,000	91,000
世帯数※1	32,700	34,000	34,700
参考：世帯人員※1	2.77	2.68	2.62

※1：第四次御殿場市総合計画より

#### (2) 規模の目標

土地利用区分は、農用地、森林、原野、水面、道路、宅地及びその他の7区分とします。

利用区分毎の規模の目標については、利用区分毎の土地利用の現況と変化についての検討及び将来における人口、産業の見通しに基づき、将来の都市活動の拡大に要する土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとします。

本計画においては、人口の伸びの鈍化、経済の停滞、環境問題の高まりなどによる自然保護意識の芽生えなどにより、土地利用の転換圧力は低下するものとします。

なお、次頁の数値については、今後の社会経済情勢の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

土地利用区分別の目標

単位:ha

地目	平成26年※		平成32年		平成32年 -平成26年	平成37年		平成37年 -平成26年
	面積	構成比	面積	構成比		面積	構成比	
(1)農用地	1,939.0	9.9%	1,885.2	9.7%	▲ 53.8	1,844.1	9.5%	▲ 94.9
農地	1,939.0	9.9%	1,885.2	9.7%	▲ 53.8	1,844.1	9.5%	▲ 94.9
採草放牧地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0%	0.0
(2)森林	4,576.6	23.5%	4,531.5	23.3%	▲ 45.1	4,498.8	23.1%	▲ 77.8
(3)原野	3,530.6	18.1%	3,477.1	17.8%	▲ 53.5	3,438.9	17.6%	▲ 91.7
(4)水面等	(239.1)	1.2%	231.8	1.2%	▲ 7.3	226.6	1.2%	▲ 12.4
水面	(19.2)	0.1%	19.2	0.1%	0.0	19.2	0.1%	0.0
河川	(123.4)	0.6%	123.4	0.6%	0.0	123.4	0.6%	0.0
水路	(96.5)	0.5%	89.2	0.5%	▲ 7.3	84.0	0.4%	▲ 12.4
(5)道路	(685.0)	3.5%	769.7	3.9%	84.7	807.3	4.1%	122.3
一般道路	(675.7)	3.5%	759.8	3.9%	84.1	796.9	4.1%	121.2
農道	(7.0)	0.0%	7.6	0.0%	0.6	8.1	0.0%	1.1
林道	(2.3)	0.0%	2.3	0.0%	0.0	2.3	0.0%	0.0
(6)宅地	(1,619.3)	8.3%	1,685.0	8.6%	65.7	1,729.3	8.9%	110.1
住宅地	(955.2)	4.9%	1,012.4	5.2%	57.2	1,050.2	5.4%	95.0
工業用地	(176.6)	0.9%	187.2	1.0%	10.6	204.2	1.0%	27.6
その他の宅地	(487.5)	2.5%	485.4	2.5%	▲ 2.1	475.0	2.4%	▲ 12.5
(7)その他	(6,878.0)	35.3%	6,909.7	35.5%	31.7	6,944.9	35.6%	66.9
合計	19,490.0	100.0%	19,490.0	100.0%	0.0	19,490.0	100.0%	0.0
市街地	564.3	2.9%	564.3	2.9%	0.0	564.3	2.9%	0.0

※( )は、平成25年

## 2 地域別の概要

ア. 地域の区分は、本市における歴史的成立過程及び土地利用状況、人口、産業などの自然的、社会的諸条件を考慮して、御殿場地域、富士岡地域、原里地域、玉穂地域、印野地域、高根地域及びその他の地域の7区分とします。

地域名	面積 (ha)
御殿場地域	1,706
富士岡地域	1,338
原里地域	1,647
玉穂地域	768
印野地域	524
高根地域	1,153
その他の地域	12,354
計	19,490

イ. 平成 37 年における地域区分ごとの国土利用の目標は次のとおりとします。

### ① 御殿場地域

箱根外輪山から市街地周辺部にわたって位置する農用地は、生産環境の保全を第一に考えつつ、自然環境と触れ合える場、人々が集うことのできる憩いの場の創出を図ります。

森林は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、秩父宮記念公園などの既存の観光資源との連携も視野にいたった観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設などの整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

富士山への登山者や大規模集客施設などに来訪する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

市街化区域内に集積する宅地は、良好な住環境に恵まれた中で人々が日常生活を営むことのできるよう計画的な住宅市街地の形成を図ります。

J R御殿場駅を中心とした地区は、都市拠点に位置づけ、交通利便性の高い地域として、街路事業などにより道路・広場などを整備し、併せて商業・業務機能や居住環境の向上とともに集客性・利便性の高い公共施設の整備にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことのできる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。また、バリアフリー基本構想に基づき、道路・建物などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。

交通の利便性の向上による中心市街地の活性化や、景観にすぐれた環境を創出するため、用途地域の見直しや地区計画等の導入を検討します。

新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ周辺等は、立地業種の規制などにより土地利用誘導を図るとともに、看板の規制、敷地の緑化、建築物の省エネやエコ対策などを促進し、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮した計画的な土地利用誘導を図ります。

国道138号、（都）御殿場高根線等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の居住環境に配慮し、植樹帯の設置、看板の規制、敷地の緑化などにより、美しい道路景観の形成を図ります。

## ② 富士岡地域

市街地周辺部に位置する農用地は、農業生産性の向上に努めながら、御殿場らしいのどかな景観の維持を図ります。

箱根外輪山の森林は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携等を意識し、観光資源としての活用を推進します。これまでの利用間伐やまちづくり活動の実績を踏まえた事業を進めていきます。

また、自然に恵まれた黄瀬川などの河川については、治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、点在する周辺の湧水池の保全などと合わせ、緑化や動植物の保護、水質の保全など親水空間の創造に努めます。

隣接する裾野市や本市中心部との連携の強化及び地域全般に渡るアクセス性を向上させるため、南北方向の道路（神山深良線）整備と併せて東西方向の道路整備についても進めていきます。

市街化区域内に集積する宅地は、計画的な都市基盤整備などにより良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。

またJR富士岡駅については、中心性、拠点性を醸し出す駅前広場の計画・整備、道路整備の可能性について検討していきます。

JR南御殿場駅・県合同庁舎とその周辺地区、JR富士岡駅西側、神山平、富士見原などについては、農業的土地利用との整合を図りつつ、地区計画制度、指定大規模既存集落制度などの活用により、市街化調整区域において減少傾向にある人口を維持、増加させ、地域活力の維持に努めます。

また、広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路の沿道は、交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図り、周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、時之栖などの既存の観光資源との連携も視野にいたした観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

### ③ 原里地域

(都) 御殿場高根線の外側に広がる田園地などは農業生産性の向上に努めながら、御殿場らしいのどかな景観の維持を図ります。

御殿場地域から連担する中心市街地では、居住機能と商業業務機能の融和を目指し、都市型住宅と商業業務施設、公共公益施設の計画的な配置に努めます。

国道 246 号以東の市街化区域は、計画的な都市基盤整備などにより良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。

市役所原里支所を中心に広がる既存集落地は地域拠点に位置づけ、農業的土地利用との調整を図りつつ、地区計画制度、指定大規模既存集落制度などの活用により、市街化調整区域において減少傾向にある人口を維持、増加させ、地域活力の推進に努めます。

団地間連絡道路の沿道は、交流ゾーンに位置づけ、恵まれた自然環境や交通条件を生かし、レクリエーション施設や新産業を支える産業基盤の整備を進めます。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

(仮称) 舟久保工業用地に連担する地域及び夏刈地区などは、工業ゾーンに位置づけ、産業振興に向けて新たな工業地の形成を図ります。

新たな工業地の形成においては、市街化区域への編入と併せ地区計画等の導入により、周辺環境との調和を図るとともに、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置、公園緑地の整備や周辺道路の整備を推進します。

### ④ 玉穂地域

地域西部の樹林地、農用地においては、豊かな自然環境、生産環境を維持・保全しながら、人々が自然体験や農業体験を行うことのできる拠点整備を図ります。

国道 246 号以東に位置する市街化区域は、計画的な都市基盤整備などにより良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。

市役所玉穂支所を中心に広がる既存集落地は地域拠点に位置づけ、農業的土地利用との調整を図りつつ、地区計画制度、指定大規模既存集落制度などの活用により、市街化調整区域において減少傾向にある人口を維持、増加させ、地域活力の推進に努めます。

国道138号、(都) 御殿場高根線等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の住環境に配慮し、植樹帯の設置、看板の規制、敷地の緑化などにより、美しい道路景観の形成を図ります。

団地間連絡道路の沿道は、交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図り、周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、既存の観光資源との連携も視野にいたった観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

また陸上競技場、体育館、馬術・スポーツセンターなどの都市施設の集積を活用し、スポーツ・レクリエーション拠点として、玉穂地区市民の森・クロスカントリーコースなど、施設の整備、拡充を図ります。

## ⑤ 印野地域

県道五本地御殿場線沿道を中心とする既存集落地は、周辺の農業の生産環境と調和の取れた農住空間の形成を図ります。市役所印野支所を中心に広がる既存集落地は地域拠点に位置づけ、農業的土地利用との調整を図りつつ、地区計画制度、指定大規模既存集落制度などの活用により、市街化調整区域において減少傾向にある人口を維持、増加させ、地域活力の推進に努めます。

本市他地域との連携の強化及びアクセス性を向上させるため、本地域の骨格的な幹線道路となる団地間連絡道路の早期完成に向け、関係機関と協議を進めます。団地間連絡道路の沿道は、交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図り、周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、既存の観光資源との連携も視野にいたした観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

富士山への登山者や、富士山樹空の森や御胎内温泉をはじめとする大規模集客施設に来訪する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

## ⑥ 高根地域

県道沼津小山線、(都) 東部幹線の東側、国道 246 号西側に広がる農用地は、本市の穀倉地帯として生産環境の保全を図ります。

地域内に点在する湧き水、清涼な竜良川などにおいては、生物の生息・生育に適した水辺環境の保全と自然に親しめる環境づくりを行います。

地域西部に広がる富士山麓の森林は、豊かな自然の保全を第一とするとともに、人々が集い豊かな自然を体験することのできる憩いの場の創出を図ります。

ほ場整備が完了した区域などにおいて優良田園住宅制度を活用するとともに、地域拠点である市役所高根支所を中心とする既存集落地においても、農業的土地利用との調整を図りつつ、地区計画制度、指定大規模既存集落制度などの活用により、市街化調整区域において減少傾向にある人口を維持、増加させ、地域活力の推進に努めます。

新東名高速道路の(仮称) 御殿場インターチェンジ周辺や国道138号バイパスの交差点((仮称) 水土野インターチェンジ) 周辺、団地間連絡道路の沿道は交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図り、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、既存の観光資源との連携も視野にいたした観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

また、国道138号、団地間連絡道路等の沿道は、周辺の自然環境に配慮し、立地業種の規制などにより計画的な土地利用誘導を図るとともに、美しい道路景観の形成を図ります。

## ⑦ その他の地域

東富士演習場は、国家的見地から設置されており、その歴史的背景と現在の状況から富士山の裾野に今後なお長期間にわたって存続するものと考えます。

自然豊かな富士山や箱根外輪山には、比較的人の手が入っていない貴重な自然環境が残っており、積極的な自然環境の保全に努めます。利用に当たっては自然活用型のレクリエーションなどに限るものとします。また、まちの借景としての活用に努めます。

## 第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

### (1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策を実施します。

### (2) 土地利用に関する法律などの適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など）の適正な運用を図るとともに、御殿場市環境基本条例、御殿場市土地利用事業指導要綱などに基づく指導を徹底し、総合的で計画的な土地利用の確保と地価の安定に努めます。

### (3) 地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を図るため、道路、公園をはじめとした都市基盤の整備、公共公益施設の適正配置を進めます。特に、市街化調整区域の整備に際しては、地区計画などの導入についても検討します。

また、農業、林業の活性化を図るため、ほ場整備や農林道整備をはじめとした生産基盤の整備に努めます。

### (4) 環境の保全と美しい国土の形成

本市の美しい国土を形成している富士山、箱根外輪山山稜部の森林については、自然環境の保全に取り組むとともに、景観計画や御殿場市総合景観条例の運用により、美しい景観の形成を図ります。

交通量の多い幹線道路沿いや工場集積地には、良好な生活環境の保全を図るため、緩衝緑地の設置を進めます。また、市街地及びその周辺部においては、用途の混在解消や計画的な土地利用、緑地の確保に努めます。

文化財は、積極的に保護します。またこれらの資源をまちづくりのなかで有効に活用していきます。

河川などの水辺地では、周辺部の緑地と一体となった水辺環境の保全を図ります。また、公共下水道や污水处理施設の整備により、水質の保全に努めます。

### (5) 国土の保全と安全性の確保

国土の保全と安全性の確保を図るため、森林、農地の保全による水循環の管理、土砂災害防止対策などを進めます。

富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などに備え、災害に強い安全な土地利用への誘導を図ります。特に地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域及び土砂災害警戒区域等については、災害の防止に十分配慮します。また、富士山についても、活火山である

という認識を市民が持つことができるように、ハザードマップなどにより、その周知を図ります。

市街地においては、都市防災に配慮した土地利用への誘導や都市基盤整備、オープンスペースの確保などを進めるとともに、宅地開発などの際には調整池の設置など適切な雨水流出抑制策を講じるよう指導します。

## （６）土地利用転換の適正化

農用地の利用転換を行う場合は、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域景観などに及ぼす影響に留意し、周辺の土地利用との調整を図ります。その際には、優良農用地が確保されるよう配慮します。

森林の利用転換を図る場合は、災害発生、環境悪化などの公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

大規模な土地利用の転換については、地域に与える自然的、社会的影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、住民の意向を踏まえつつ、事前の調査を行うなど、土地利用の内容を十分審査するとともに、適切な誘導を図ります。

## （７）土地の有効利用の促進

### ① 農用地

農用地については、御殿場市農業振興地域整備計画などに基づき、ほ場整備などの農業基盤整備を計画的に進め、優良農地を確保するとともに担い手への農地集積・集約化を図ります。また耕作放棄地の市民農園への活用やグリーンツーリズムなど、集客型の農業への展開を図ります。

### ② 森林

森林については、御殿場市森林整備計画に基づき木材生産などの経済的機能や水源かん養、土砂災害防止などの国土保全機能の増進を図るとともに、自然との触れ合いの場、教育の場の構築など多目的な利用を促進するため、従来通りの森林整備にとどまらず、多様な森林の造成・管理や利用施設などの整備を進めます。

### ③ 河川・水路・水面

河川、水路などについても、治水及び利水などの機能発揮に留意しつつ、動植物の保護など自然環境の保全に努め、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人との触れ合いの場の形成を図り、多目的の利用を進めます。

### ④ 原野

原野は、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、有効利用を推進します。

## ⑤ 道路

道路については、緑化や歩道の整備、街並み整情などを進め、道路空間の有効利用を図ります。また、新東名高速道路の整備に伴う新たな幹線道路の整備を促進するとともに、利便性の高い道路網の整備に努めます。

## ⑥ 宅地

宅地は、長期的な需要に基づく計画的な供給を図りつつ、住宅・工業・商業施設の適正な配置を行い、良好な環境の確保、それぞれの機能の強化を図ります。

また市街地内に残る未利用地などの有効利用を検討します。

## ⑦ その他

防衛施設については国家的見地から設置されているものであり、引き続き、市民生活への障害の防止に努めていきます。

公用・公共用地については、地域の均衡に配慮しながら、環境保全と体系的配置に留意し、必要な整備を進めます。

## (8) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

まちづくりを円滑に進めるため、地籍調査事業を推進するとともに、土地利用に関する基礎的な調査を行い、国土の的確な実態把握に努めます。また、地理情報システムの基盤整備を進め土地に関するデータを集積し、その総合的な利用を図ります。

市民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。